

1. 議事日程

〔平成26年第1回安芸高田市議会3月定例会第22日目〕

平成26年 3月14日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 発言の取り消しについて |
| 日程第3 | 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第4 | 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について |
| 日程第5 | 議案第10号 安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例 |
| 日程第6 | 議案第2号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7 | 議案第6号 安芸高田市公共施設管理運営基金条例 |
| 日程第8 | 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について |
| 日程第9 | 議案第16号 安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第32号 平成26年度安芸高田市一般会計予算 |
| 日程第11 | 議案第33号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第34号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第35号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第36号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第37号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第38号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第39号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第40号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第41号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第42号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第21 | 議案第43号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算 |
| 日程第22 | 議案第44号 平成26年度安芸高田市水道事業会計予算 |
| 日程第23 | 議案第45号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第24 | 議案第46号 安芸高田市総合計画策定条例 |
| 日程第25 | 議案第47号 工事請負契約の締結について【有線放送設備撤去工事】 |
| 日程第26 | 議案第48号 工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】 |
| 日程第27 | 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について |
| 日程第28 | 閉会中の継続調査の件について |

2. 出席議員は次のとおりである。(18名)

1番	玉重輝吉	2番	玉井直子
3番	久保慶子	4番	下岡多美枝
5番	前重昌敬	6番	石飛慶久
7番	児玉史則	8番	大下正幸
9番	水戸眞悟	10番	先川和幸
11番	熊高昌三	12番	宍戸邦夫
13番	山本優	14番	秋田雅朝
15番	藤井昌之	16番	青原敏治
17番	金行哲昭	18番	塚本近

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

2番	玉井直子	3番	久保慶子
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市長	浜田一義	副市長	藤川幸典
教育長	永井初男	総務部長	沖野文雄
企画振興部長	竹本峰昭	市民部長	新川昭夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武岡隆文	産業振興部長	清水勝
産業振興部特命担当部長	小田忠	建設部長兼公営企業部長	西原裕文
教育次長	沖野和明	消防長	久保高憲
会計管理者	森川薫	八千代支所長	叶丸一雅
美土里支所長	高本修	高宮支所長	藤井静雄
甲田支所長	秋重正義	向原支所長	岡崎賢志
総務課長	杉安明彦	行政経営課長	西岡保典
政策企画課長	山平修		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名(4名)

事務局次長	外輪勇三	事務局次長	山中章
総務係長	森岡雅昭	主任	大足龍利

~~~~~○~~~~~  
午前10時00分 開会

- 塚本議長 おはようございます。  
定刻になりました。  
ただいまの出席議員は18名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、市長より報告事項がありますので、報告を受けます。  
市長 浜田一義君。
- 浜田市長 おはようございます。  
本日、午前2時6分に発生をいたしました、伊予灘沖の地震についての報告をさせていただきます。  
発生時の地域別の震度は、当市では向原町で震度5弱、吉田町、美土里町、高宮町、甲田町で震度4、八千代町で震度3という状況でありました。  
この地震による被害は、人的な被害として、吉田町の63歳の男性が避難をするときに階段で転んでけがをされました。幸い、軽傷と伺っております。また、道路、河川、水道、下水道などの公の施設の被害報告は今のところございません。したがって、交通どめ及び断水などライフラインには今のところ影響がないようでございます。また同時に、市民の皆様方からも被害を受けた旨の報告も今のところ、ないようでございますので安堵しております。引き続き、情報収集すると同時に、必要な対応を行ってまいりたいと存じております。  
なお、発生と同時に総務部の職員を中心といたしまして、午前2時40分に第1次の警戒態勢をとらせていただきました。まだ余震の恐れが指摘されておりますので、引き続き、現体制を当面維持することとしております。以上、本日の地震発生に伴う本市の状況についての報告をさせていただきます。
- 塚本議長 引き続き、議会事務局長より諸般の報告をいたさせます。  
外輪事務局長。
- 外輪事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、監査委員より、「定期監査及び行政監査の結果に関する報告」がありました。  
第2点、同じく監査委員より平成26年1月分例月出納検査の報告がありました。それぞれの写しをお手元に配布いたしておりますので御了承ください。以上で諸般の報告を終わります。
- 塚本議長 以上をもって諸般の報告を終わります。  
日程に入るに先立ち、本日の会議の運営について、過日、議会運営委員会を開き、御協議をいただいておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長 秋田雅朝君。

○秋田議会運営委員長

おはようございます。

議会運営委員会報告を行います。

本日の会議の運営につきまして、去る3月11日に議会運営委員会を開き、次のとおり、本日の日程に追加いたしましたので、報告いたします。

追加案件となる、「発言の取り消しについて」、「同意第1号」、「同意第2号」、「議案第45号」から「議案第48号」、及び「発議第2号」の8件の取り扱いについて協議を行い、初めに、「発言の取り消しについて」採決を行い、続いて「同意第1号」及び「同意第2号」について、それぞれ提案理由説明後、採決を行うことといたしました。

次に、「議案第45号」から「議案第48号」及び「発議第2号」の5件は、それぞれ提案理由説明後、質疑、討論、採決を行うことといたしました。以上、報告を終わります。

○塚本議長

以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○塚本議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により、議長において2番玉井直子さん、及び3番 久保慶子さんを指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 発言の取り消しについて

○塚本議長

日程第2、「発言の取り消しについて」の件を議題といたします。

お諮りいたします。藤井昌之君から、2月26日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、不穏当の発言の理由により、お手元に配付しました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この発言取り消しの申し出を許可することに、御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長

異議なしと認めます。よって、藤井昌之君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第1号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○塚本議長

日程第3、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

議員の皆様方には、御多用のところ御参集賜り、まことにありがとうございます。

本日追加議案として同意2議案、条例関係4議案、合計6議案を提出させていただきます。どうかよろしく願いいたします。

それでは、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由を御説明を申し上げます。

本件は、教育委員会委員の任命について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。平成26年4月27日をもって任期満了となる寺尾文尚さんの後任として、山本博明さんを任命するものであります。

山本博明さんは、昭和50年に広島市立中野小学校教諭に採用され、その後、平成23年までの36年間で、小学校教諭として教育行政全般に多大な貢献をされてきました。

特に、平成11年からは、向原小学校長に就任後、市内の吉田小学校長、船佐小学校長を歴任され、安芸高田市の教育行政の中心的存在として、その手腕を発揮してこられました。

教育行政に関する豊富な経験と、幅広い見識を有しておられ、教育委員として適任であると確信をいたしております。どうかよろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第1号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第2号 安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について

○塚本議長 日程第4、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、同意第1号と同様に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。また、同法同条の規定により、委員のうちに保護者である者が含まれなければならないということを踏まえ、平成26年4月27日をもって任期満了となられます堀川由紀子さんの後任として、現在、小中学生の保護者である金川佳寛さんを任命いたしたいとするものであります。

金川さんは、平成21年に安芸高田市立向原小学校PTA会長に就任され、PTA活動を通して円滑な学校運営に御尽力いただくとともに、今年度からは、安芸高田市子ども会連合会会長並びに広島県子ども会連合会理事として、現在も御活躍中であります。子どもたちの健全育成に対する情熱と、豊富な経験から、教育委員として適任であると確信をいたしております。よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第2号「安芸高田市教育委員会委員の任命の同意について」の件を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○塚本議長 異議なしと認めます。よって本件は、これに同意することに決定いたしました。

暫時、休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時14分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第10号 安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条

○塚本議長 日程第5、議案第10号「安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例」の件を議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 おはようございます。

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成26年2月21日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった1議案につきまして、3月3日に文教厚生常任委員会を開催し、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第10号「安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例」は、平成26年6月に開設を予定している、安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理に関し、必要な事項を定めるもので、委員より、

「支援センターの利用対象は、乳幼児の保護者となっているが、児童の保護者も相談できる体制があるのか。」との質疑があり、執行部より、「基本的には乳幼児の保護者を対象としており、特に1歳程度の時期に子どもが発する発達のおくれ等のサインを理解し、対応を学んでいただくということを重点に考えているが、小学校に入っても当然フォローを続け、教育委員会とも連携を図りながら支援をしていく。」との答弁がありました。

また委員より、「こども発達支援員には資格等が必要か。」との質疑があり、執行部より、「就学前の子ども達からのサインは、遊びの中から得ることが多いため、まずは保育士という資格で支援員を確保したいと考えている。」との答弁がありました。

また、委員より「対象となる子どもの人数は。」との質疑があり、執行部より、「1歳6カ月検診を行う中で、注意すべきサインがあると思われる対象者は50名程度おられる。」との答弁がありました。

また、委員より「予測されている相談内容はどういったものか。」との質疑があり、執行部より、「多動、注意欠陥、注意転導性、一つのことになかなか集中できない、集団活動の中になかなか入れない、本人がうまく自分の感情や行動をコントロールできないなど、集団生活に関する相談などが多くなってきている。」との答弁がありました。

慎重に審査し、採決した結果、本条例については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第10号「安芸高田市こども発達支援センター設置及び管理条例」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程6 議案第2号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日程7 議案第6号 安芸高田市公共施設管理運営基金条例

日程8 議案第7号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

○塚本議長 日程第6、議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬

及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から日程第8、議案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの3件を一括して議題といたします。

本案3件は、総務企画常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

総務企画常任委員長 山本優君。

○山本総務企画常任委員長

おはようございます。

総務部常任委員会の報告をさせていただきます。

平成26年2月21日付で、本委員会に付託されました議案審査の経過を次のとおり報告いたします。

付託のあった3議案について、3月4日に総務企画常任委員会を開催し、市長をはじめ関係部局の出席を求め、慎重に審査を行いました。

議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、既存の非常勤特別職の名称変更と、新たに設置する3つの職種の報酬額を定めるものであります。

「障害者認定審査会委員」については、審査会の名称変更に伴い、委員名を「障害支援区分認定審査会委員」に改めるものであります。「子ども発達支援センター長」、及び、「子ども発達支援員」については、議案第10号で提案されております「子ども発達支援センター」の設置に伴い、新たに定めるものであり、「空き家対策専門員」は、重点事業とされております空き家対策のため、来年度から新たに専門員を1名設置するもので、それぞれ、その報酬の額を新たに定めるものであります。

審査の中で、委員より、「新たに設置する非常勤特別職について、それぞれの職務内容と、資格要件や専門性について」の質疑があり、執行部より、「子ども発達支援員の業務内容は、乳幼児期の子供の発達に係る相談を受け、子ども達の療育を含めた教室などを実施するもので、保育士の経験のある者の配置を、子ども発達支援センター長については、保育士の職務とあわせて、センターの統括的な管理を行うもので、保育士の資格を持つ者、あるいは相談業務の経験のある者の配置を考えている。」との答弁がありました。

また、「空き家対策専門員については、安芸高田市に2,300戸余りある空き家の場所及び所有者の把握、空き家の現況の調査、また、所有者の意向調査等をしていただくもので、資格を要する業務ではないが、本市の地理的なものを熟知しておられる方を人選したい。」との答弁がありました。

また、委員より、「職務の資格や専門性をどのように見てこれらの報酬額を定めているのか」との質疑があり、執行部より、「非常勤特別職の報酬額については条例で定めることになっており、いろいろな職種がある中で、その資格や専門性を発揮して仕事をしていただくに当たり、どういう位置づけが適切かということ、他との比較の中で判断しなが



ら決めている。」との答弁がありました。

次に、議案第6号「安芸高田市公共施設管理運営基金条例」は、将来の市の公共施設管理運営にかかる経費にあてるため、「太陽光発電の貸し付け料」などを積みたてる「基金」を設置するもので、委員より、「現段階での基金の見込み額、または対象となる公共施設について、ある程度絞っていく方がよいのでは」との質疑があり、執行部より、「本年度、公共施設の現況調査を行って施設の洗い出しをしており、今後、この資料をもとに整理統合の計画を立てることになっている。それをもとに建物の長寿命化や大規模改修等にかかる財源や費用の総額を出していくことになるが、これらと並行しながら、最終的な基金の額と、どの程度が適切なのかということ判断したい」との答弁がありました。

次に、案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」は、平成26年度に協定を締結する33施設の指定管理者の候補者を選定したものであり、委員より、「八千代地域振興施設フォルテの指定管理者を、これまでの八千代町開発公社から、安芸高田市商工会に変更した経過は」との質疑があり、執行部より、「フォルテは商業施設であり、この施設をより効果的・効率的に運営することを目的とし、今回、指定管理者を商工会とする見直しを行った。商工会が管理者となることで、事業経営者に対する経営指導や、商工会を通じたさまざまな支援体制が強化され、事業者の方々にとっても、効率的・効果的な事業経営ができるものとする。」との答弁がありました。

また、委員より、「土師ダム周辺施設については、3つの施設が有機的に連携していくことが大事だと思うが、今回、土師ダムサイクリングターミナルの管理者に新しく「株式会社H・F・S」という企業が入っていることについての考え方は」との質疑があり、執行部より、「土師ダムサイクリングターミナルについては、従来、八千代町開発公社が管理をしていたが、大幅なリニューアルに伴い、より効率的な施設運営を推進するというので、これまで公社からレストラン運営を受託されていた「株式会社H・F・S」に指定管理をし、スポーツ等の受付業務も一体的に行っていただくことにより、全体的な利便性の向上と、施設利用者の利用拡大を図るという目的で、今回管理者の変更を行うものがあります。当然、土師ダム全体の観光振興や地域振興を図るという視点では、公社とH・F・Sとの連携についても、行政として指導・助言をしてまいりたい。」との答弁がありました。

いずれの議案においても、慎重に審査し、採決した結果、全て原案のとおり可決するべきであると決しました。以上、報告いたします。

○塚本議長 以上をもって、委員長報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号「安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」の件から議案第7号「安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について」の件までの3件を一括して起立により採決いたします。

本案3件に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案3件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第16号 安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第9、議案第16号「安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

本案は、産業建設常任委員会に付託されておりましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長 大下正幸君。

○大下産業建設常任委員長 平成26年2月21日付で、産業建設常任委員会に付託のありました、議案第16号の議案について、審査の結果を報告いたします。

付託されました1議案につきまして、3月5日に委員会を開き、市長、副市長及び関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第16号「安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」は、現在、国庫補助事業で進めております丹比・可愛地区簡易水道と本郷簡易水道について、今後の供用開始に向け給水区域を拡張するとともに計画給水人口と1日最大給水量を変更するものです。

執行部より説明を求め、両簡易水道の給水区域にそれぞれ加える区域と平成33年度を計画目標年度とした計画給水人口と1日最大給水量の推計数値を、議案及び説明資料をもとに精査いたしました。

内容は、丹比・可愛地区簡易水道においては、美土里町横田の一部である8行政区域と高宮町原田の一部である2字を加え、計画給水人口を1,900人から1,771人に、1日最大給水量を610立方メートルから613立方メートルに変更するものでした。

また、本郷簡易水道においては、美土里町本郷の一部である2行政区域と横田の一部である11行政区域を加え、計画給水人口を540人から930人に、1日最大給水量を310立方メートルから340立方メートルに変更するものでした。

付託の議案について、慎重に審査し、採決した結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって、委員長報告を終わります。
これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はあり
ませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第16号「安芸高田市簡易水道事業の設置等に関する条
例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長
の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

- 日程第10 議案第32号 平成26年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第11 議案第33号 平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第34号 平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第35号 平成26年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第36号 平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計予算
- 日程第15 議案第37号 平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第38号 平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業  
特別会計予算
- 日程第17 議案第39号 平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予  
算
- 日程第18 議案第40号 平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第19 議案第41号 平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備  
事業特別会計予算
- 日程第20 議案第42号 平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第43号 平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第22 議案第44号 平成26年度安芸高田市水道事業会計予算

○塚本議長 日程第10、議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」の件か  
ら日程第22、議案第44号「平成26年度安芸高田市水道事業会計予算」の  
件までの13件を一括して議題といたします。

本案13件は、予算決算常任委員会に付託されておりましたので、委員  
長から審査結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長 青原敏治君。

○青原予算決算常任委員長 予算決算常任委員会の委員長報告をいたします。  
平成26年2月21日付で、本委員会に付託された議案第32号から議案第  
44号までの、13議案の審査結果を報告いたします。

付託されました、13議案につきまして、3月6日、7日、11日の3日間、

予算決算常任委員会を開催し、市長・副市長及び教育長並びに関係部局の部課長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

平成26年度の予算規模は、一般会計が200億2,000万円となり、25年度と比較して9億3,900万円、前年対比4.5%の減、特別会計全体が、総額116億7,977万1,000円となり、前年対比3.1%の増、水道事業会計が、6億1,967万7,000円となり、前年対比26.3%の減となっており、主要事業におきましては、56事業のうち19事業が新規事業となっておりました。

審査を通じて出された、特徴的な質疑とその答弁は次のとおりであります。

「一般会計予算」では、総括質疑の中で、委員より、「人件費・物件費が20年度と比較して減っていない。職員数を削減しても全体的な予算が減らなければ意味がないのではないか。」との質疑があり、執行部より、「合併前に520人余りであった職員を、今年4月1日には400名を切るころまで削減している。人件費が減少していないのは、退職手当負担金の増加が主な要因であるが、これは一時的な経費であり、将来的には確実に減ってくるものとする。物件費は、職員数減少に伴う指定管理や民間委託による増加はあるが、「給食センター」や「お太助ワゴン」の整備により、給食センターの人件費や、公共交通に係る負担金部分が物件費へ移行しているためであり、全体的には少しずつ下がっていくものとする。」との答弁がありました。

また、委員より、「市の単独補助金の今後の方向性」についての質疑があり、執行部より、「この6年間で約35億円の財源不足が生じる中で、単独補助金については、6年間で15%の削減を目標として定めている。」との答弁がありました。

「総務部」所管におきましては、「無料弁護士相談、法律相談」について、委員より、「これまで社会福祉協議会への委託事業であったが、今回、直営で行われる理由は。」との質疑があり、執行部より、「これまで、高齢者を対象とした振り込めサギや、強引な訪問販売の相談を想定し、高齢者福祉課が所管して、社会福祉協議会へ事業委託をしていたが、近年、高齢者以外の一般の方の相談も増加しているため、広く市民の方を対象とした、直営での相談事業へと組みかえを行うものである。」との答弁がありました。

また、「PCB処分事業」について、委員より、「今回、PCBの処分費を計上しているが、現在の保管量と、処分費の内訳は。」との質疑があり、執行部より、「PCBが含まれる高圧トランス、コンデンサ、安定器などが約710キロあり、国の定める処理場への専門業者による運搬費が10万円、処理費が2,580万円、あわせて2,590万円を計上している。」との答弁がありました。

「企画振興部」所管におきましては、「未来創造事業」に関連して、委員より、「平成24年度、25年度と比べ、26年度予算が大幅に減少しているが、取り組みに問題は生じないか。」との質疑があり、執行部より、

「26年度は県の補助金がなくなるため、予算額が減少しているが、これまでの取り組みの中でハード的なものの整備は一定程度終了しており、これからはソフト面にウエートを置いて取り組みを行いたい。」との答弁がありました。

また、「お太助フォン活用事業」に関連して、委員より、「お太助フォンのさらなる利用促進及び機能向上のための研究とシステム構築とあるが、具体的な内容は。」との質疑があり、執行部より、「26年度は、通年でお太助フォン・光回線の運用を行い、高血圧の方を対象としたI P血圧計導入事業のシステム構築。お太助フォンを活用した安否確認事業。教育分野での、お太助フォンや光回線を活用した遠隔授業の調査研究。光回線を活用したI C Tの観光P R事業の調査研究などを行う。」との答弁がありました。

「市民部」所管におきましては、「葬斎場の指定管理」に関連して、委員より、「指定管理料4,400万円の予算計上に当たり、25年度1年間の管理を踏まえた中で、指定管理者に望むことや、管理の内容、課題についての検討はどういったものがあつたか。」との質疑があり、執行部より、「指定管理者、葬儀事業者、市の三者で連携をとりながら、ハード、ソフト両面での課題や要望に対応してきており、新年度にあたって、そうした取り組みを継続するよう考えている。」との答弁がありました。

また、委員より、「現在、株式会社五輪との3年契約となっているが、3年後に地元業者が参入することは可能か。」との質疑があり、執行部より、「参入の意思表示があれば対応していきたいが、この3年間の状況をみながら契約の時点で判断することになると思われる。」との答弁がありました。

また、「多文化理解推進事業」に関連して、委員より、「26年度より、多文化共生業務委託料255万4,000円が計上されているが、この委託料の内容は。」との質疑があり、執行部より、「23年に行った外国人へのアンケートで、日々の生活での困りごととして『言葉の壁』による意志疎通が大きな課題となっており、その解消に向けて、講演会や、日本語教室・外国語教室の支援等を行う計画である。」との答弁がありました。

「福祉保健部」所管におきましては、「公立保育所管理運営費」に関連して、委員より、「公立から私立へ移行した保育園があるため減額予算となっており、逆に私立保育園費がふえている状況である。歳入においては、前年度より増額となっており、私立へ移行した方が有利と考えてよいか。」との質疑があり、執行部より、「歳出については指摘のとおりであるが、歳入については他の項目も変わっており、はっきりとは言えないが、私立の場合は国・県から補助金が入るため歳入がふえることになり、効果はあると考える。さらに、支出についても人件費部分が減ってくるため、メリットはあると考える。」との答弁がありました。

「産業振興部」所管におきましては、「農産物6次産業化推進事業」に関連して、委員より、「新規に6次産業の推進を掲げて予算化してい

るが、どこが活動拠点となり、市はいつまで協力するのか。」との質疑があり、執行部より、「JAと共同して進める三矢ブランドに、新たに6次産業の推進を加え、あわせて、地域振興事業団と共同して実施をしている「あきたかたのたから」のブランド認証の推進に向け、加工グループ、生産グループの勢いをつけていきたい。そうして、道の駅等へ充実した加工品等を提供したいと考えており、ある程度長い目で見るとの答弁がありました。」との答弁がありました。

また、「まち歩き観光推進事業」に関連して、委員より、「観光PRの業務委託について、周遊プランやマップ等の作成とあるが、具体的に計画していることがあれば示してもらいたい。」との質疑があり、執行部より、「観光まち歩きの新たな展開として、歩く観光のエリアとして郡山城周辺の毛利関連施設を歩いてめぐるとの誘導看板やベンチの設置、また、食事場所やトイレを案内するマップを作成し、それらを外部に情報発信するなど、観光協会と連携して取り組んでいきたいと考えている。」との答弁がありました。

「建設部」所管におきましては、「河川の樋門管理」に関連して、委員より、「樋門の管理報酬の内容と今後の方針について」の質疑があり、執行部より、「国の樋門69基と県の樋門11基の、年9回の点検について、国の樋門で101名、県の樋門で12名の操作員に対し、報酬を計上している。今後の管理については、できるだけ振興会なり地元の方で、在宅の方を中心をお願いしていきたい。」との答弁がありました。

「教育委員会」所管におきましては、「児童・生徒の体力向上」に関連して、委員より、「学校での体力向上推進事業の予算付は十分か。」との質疑があり、執行部より、「小学校1校に対し、体育の授業だけを担当する専任教員の配置を考えている。予算付も大事だが、現在の体育科授業の充実を図りたい。このことで、子どもたちの体力、生活意欲、学習意欲にどれだけ効果があるかをしっかり分析し、その結果を市内の教職員に伝えることで、各学校での体育科の授業の向上に努め、児童生徒の体力向上につなげたい。」との答弁がありました。

特別会計予算、公営企業会計予算では、「国民健康保険特別会計予算」におきまして、委員より、「レセプト点検を国保連合会に委託することによる事業効果は。」との質疑があり、執行部より、「レセプト点検は、現在地域振興事業団へ委託しており、年間約900万円かかっている。今回の国保連合会への委託は約30万円程度であり、費用面での効果が大きい。また、現在連合会が3市町及び1国民健康保険組合の歯科国保を行っているが、その効果を見ても、当市の現状と変わらないと判断しており、そうした面でも費用対効果として十分であると考えている。」との答弁がありました。

また、「簡易水道事業特別会計予算」におきまして、委員より、「簡易水道の区域拡張による整備率と、残る未普及地域への整備方針は。」との質疑があり、執行部より、「25年4月1日現在の市の人口3万1,257人

に対する水道整備区域内の人口は2万6,704人で、整備率は85.4%であり、今回の事業で約3%向上する。残る未普及地域の解消は、水源が確保できたところから整備を行いたい。また、今後予定している水道事業との統合による連絡管の接続が、未普及地域の解消にもつながると考えている。」との答弁がありました。

審査後に行った討論では、一般会計予算において、3名の委員より、「当市の財政力、人口数からみて、この予算は過剰な予算規模であり、また、少子化に対し、抜本的かつ効果的対策及び予算付もなく、将来の世代が返済するにあたって、負担を負わせる過剰な予算編成と考え、反対とする。」、「昨年と比較して、総額 約9億円、4.5%の削減は、踏み込み不足の感はあるが、財政推計に基づいた財政健全化への努力の結果が表れ、一定の評価をすところであるが、その予算配分は、昨年を引き続き、教育予算は減額され、教育現場の改善が進まない状況にある。国は教育再生を掲げ、26年度教育予算は0.7%増加されているが、当市の予算は、本来守られるべき教育が少し冷遇された予算であり、また、国の向かう方向とは逆の方向であるので、この予算に反対する。」、「本年4月1日から消費税増税となり、受益者の負担がふえることになる。この予算では、委託料や指定管理料が増額となっており、受益者負担と行政負担という部分で不透明な部分がある。さらに、NPO法人で発覚した不正事件に対する調査が難航している中で、行政は税金を投入し、委託している以上、指導・監督・チェックは当然であるが、委託契約書等においても、繰越金の処理等が不透明なまま委託継続している状況にあり、市民感情からみても、行政に対する道義的責任は免れないということで反対する。」との反対討論がありました。

審査の結果につきましては、議案第32号「平成26年度 安芸高田市一般会計予算」では、3件の反対討論に対し、賛成討論はなかったものの、採決において、賛成者多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第34号から議案第44号までの特別会計、公営企業会計の12件につきましても、全て原案のとおり可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○塚本議長 これをもって、委員長の報告を終わります。

これより質疑に入ります。ただいまの委員長報告に対し、質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより本案13件に対する討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、これより本案13件を個別に討論・採決を行います。

まず、議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」の件に対する、討論の発言を許します。

まず、反対討論の発言を許します。

1番 玉重輝吉君。

○玉重議員 1番、玉重輝吉です。

私はこのたび、議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」の200億2,000万円を、先ほど委員長報告にもありましたように、当市の現状の財政力、人口数から判断し、過剰な予算編成と考えるものであります。

その理由として、3つの視点から申し上げます。

1つ目の視点として、本年の人件費、物件費をあわせた予算額73億6,800万円は、安芸高田市の人口1人当たり約24万円となり、全国平均と比較した際、人口1人当たり約10万円多く、全国平均で換算した場合、約30億円の過剰な予算であること。

物件費の増額に関しては、大型事業等の実施をしたこともあり一定の理解はいたしますが、正規職員削減に伴う業務委託費等がふえており、物件費全体の予算を全国平均に近づける努力を求める所存でございます。

2つ目の視点としては、本年度は大型事業がおおむね昨年で終了し、普通建設費規模14億7,600万円となっております。この予算規模は、平成20年度当初予算普通建設事業費規模16億3,200万円に類似しており、平成20年度におきましては、平成26年度現在より人口も2,000人多く、市税も約4億多い状況の中、平成20年度当初予算は189億8,000万円でありました。それに対し、本年予算は200億2,000万円であり、職員定員適正化が予定より進んでいるにもかかわらず、10億4,000万円の当初予算規模が増額となっております。建設費においても、1億5,600万円の削減をしていることもかんがみますと、平成20年度当初予算より実質的には11億9,600万円、本年度当初予算が多いと考えております。

人件費に関してみれば、平成20年度から6年たっているわけですが、人件費は2,800万円しか減額できてない状況であります。その要因は、退職手当組合負担金5億7,615万円が大きな要因と認識しておりますが、現在の本市の財政状況、また本市の民間企業の従業員の給与の現状、本市非常勤職員の給与との給与格差を考慮した際、期末手当を含み、退職金手当組合負担金はもちろんのこと、正規職員の給与体制の見直し、削減を行う必要を要求いたします。

3つ目の視点としては、出生数が伸びておらず、出生数に集中した大胆な予算編成を要求し、この3つの視点から本予算は過剰であると判断し、反対を申し上げます。

なお、人件費においては、議会費も入っておりますし、昨年一時的ではありますが、議員報酬を削減できなかったことに関しては、一議員として力不足であり、反省しております。議会費削減に努めることを申し上げ、私の反対討論といたします。終わります。

○塚本議長 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

12番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 12番、宍戸邦夫でございます。



私は、平成26年度安芸高田市一般会計予算案に賛成の立場で討論に参加します。

平成26年度から地方交付税の合併特例加算措置が年々段階的に減額され、今までになく、より厳しい予算編成が求められる最初の年でありませぬ。

平成26年度一般会計当初予算案は、合併時に策定された新市建設計画、長期総合計画に基づいた大型ハード事業がおおむね完了したこともあり、縮小された予算規模ではありますが、執行部において、福祉、医療、介護、教育、また道路新設改良、維持管理、さらには農業、商工業の各事業など総合的にバランスのとれた予算編成に最大限の努力がなされていると一定の評価をしています。

当然、4月からの消費税率引き上げは地域経済にどう影響するか、明らかな景気回復が見通せない現在、しかも市税や地方交付税など、限られた収入財源では行財政運営は非常に厳しく、教育行政や若者定住対策など幾つかの検討課題はあるものの、今後、新たな発想と知恵と工夫によって解決していく努力の中で必ず解消に向かうはずであります。

厳しい財政状況が続きますが、市民総ヘルパー構想の理念のもと、市民一丸となって、人口減少が急速に進む安芸高田市の将来を見据えた少子化・高齢化対策や、地域活力のあるまちづくりを進めるとともに、より適正な財源確保と経費の見直しで将来を担う若者、子どもたちに健全な行財政を引き継がなければならないことは言うまでもありません。

ことは合併して10周年、長期総合計画策定の年など、新たな将来に向かったまちづくりの第一歩の年でもあります。安芸高田市のさらなる発展、市民生活向上、より安全・安心して心豊かに暮らせるまちづくりのため、平成26年度一般会計予算が速やかに成立し、公正に民主的に執行されることを確信して、私の賛成討論といたします。終わります。

○塚本議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

7番 児玉史則君。

○児玉議員 7番、児玉史則です。

私は、平成26年度一般会計当初予算案に反対をいたします。

平成26年度予算案は、昨年と比較しますと、その総額約9億円、4.5%の削減はまだまだ踏み込み不足の感はありますが、財政推計に基づき、財政健全化への努力が結果として表れ、一定の評価をしております。

一方で、その予算配分は、昨年に引き続き、本予算も教育予算は減額され、一般会計に占める割合は6.6%まで下がっており、教育環境の改善が進まない状況にあります。

平成25年度全国学力テストにおける結果は、小学校は県内平均を下回り、また安芸高田市外の中学校に進学する生徒は、昨年よりさらにふえ、卒業生のおよそ8%の子どもたちが当市より外に出ていく状況になっております。

近隣市町では、教育環境の充実に向け、空調設備の見直しやICTを

利活用した取り組みを積極的に進められておりますし、国も教育再生を掲げ、平成26年度教育予算は0.7%増加されております。

しかしながら、当市の本年度予算案では、土木費や第3セクターへの支援、外部委託料、あるいは指定管理料は増額されている部分もあり、本来守られるべき教育予算より優先される結果となっております。資源を持たない日本のこんにちの繁栄は、教育の重要性を理解し、社会保障や公共事業より、教育を優先し、将来への投資であるとの認識をしっかりと理解した国民性にあると思っております。

家庭では少ない収入で両親は欲しいものを我慢し、お孫さんをお持ちの御年配の方々もお孫さんの教育を優先される中で、平成25年度及び26年度の施政方針では、市長の教育への厚く、強い思いが感じられず、結果として教育費が減額された予算だと思しますので、残念ではありますが、本予算に反対をいたします。

○塚本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

14番 秋田雅朝君。

○秋田議員 14番、秋田雅朝でございます。

私は、私の思いを述べさせていただきながら、一般会計予算の賛成討論を行わせていただきます。

まず、私は当初予算審議におきまして、予算は1年間の収入と支出の見積もりであり、市民に対して今年度の構想効果を義務づけることにより、その見返りとしてどのように行政サービスが行われていくのか、広く客観的に市民の立場になり、今後どのような費用対効果につながっていくのかを判断するために、質疑もさせていただきながら、適切な答弁もいただきまして、審議させていただいたつもりでございます。

もちろん、その際には、市長が施政方針で述べられたことを念頭におき、施設展開の効果はどのようになるかを自分なりに判断し、効果を期待することを前提に、委員会においては提示された予算案に賛成をさせていただきました。

その意をきょうはさらに詳しく申し述べさせていただきたいと思いません。

まず、歳入歳出当初予算額についてでございます。合併特例加算の減額措置が始まる中、対前年4億4,000万円減の地方交付税を含む、対前年比4.5%減、9億3,900万円減の歳入歳出予算総額200億2,000万円が厳しい当初予算額となっておりますことは周知のとおりでございます。

さらに、この額の中には、県補助金の強い農業づくり事業交付金3億2,914万円が含まれており、この事業はいわゆる素通り補助金であり、差し引きしますと、実質約197億円規模の予算額となっております。

そうした中で、200億2,000万円の歳出額は、財政推計200億7万9,000円に沿った提案であり、また財政健全化計画の平成26年度歳入歳出額185億5,100万円を上回っている額となっていることを私は憂慮すべきだと思いますし、予算編成がいかにか大変であったかを推測させていただき

ます。

予算編成におきましては、施政方針において、市民のニーズに沿った、市民満足度を高める施策を行うための財政基盤を確保することを基本方針とされております。

そのような中で各事業の予算額を計上されているのですが、数項目について私なりの見解を述べさせていただきます。

1つには、一般会計当初予算、市単独補助金についてでございます。25年度予算では総額6億4,314万円でしたが、26年度、5億664万8,000円となっており、大幅な減額となっていると思いつつ、質疑もいたしました。減額の最たるものは、老人福祉施設整備補助金1億5,000万円がでございます。差し引くと、4億9,314万円となり、26年度は5億664万8,000円計上してございます。

項目別に内容、予算額はいろいろですが、少額であっても増額していることを私は評価したいと思います。なぜなら、市民に対する支援策の一つに、補助金は大きな効果をもたらしていると私は考えておりますし、先ほど申し上げさせていただいた歳入歳出予算、当初予算額の大きな減額の中でこのような予算計上がなされていること。また、このことを踏まえて、144の補助金がある中で79の補助金が昨年と同額あるいは増額となっている現状があり、これを活用することにより、市民の皆様の活力あるまちづくりにつながっていくことに大いに期待するところでございます。

さらには、対前年減額予算という厳しい財政状況にある中で、新規19事業を26年度予算に計上してあることは、本市の現状と将来を見据えた活性化のための施策展開を図るものであり、事業の集中と選択の予算であると私は評価できるものと考えます。

中でも空き家対策事業は市内にある、約2,300戸の空き家を発想の転換で市の財産と位置づけ、本市の最重要課題である人口減対策になり得ると考えられ、空き家を活用した定住促進の具体的な取り組みであると私は評価いたします。

また、農業振興予算におきましては、担い手育成、法人経営を支援する取り組みや、野菜等のブランド化展開事業に増額予算とされており、とりわけ本市農業における最重要課題の有害鳥獣対策事業の一環として、新規に有害鳥獣対策実施隊を設置されて取り組まれることを高く評価し、農作物被害の減少につながる効果を期待するものでございます。

以上、数項目の事業の取り組みと本予算編成における私の思いを述べさせていただきました。まずは、御提案いただいた当初予算を認めることとし、当初予算に計上された事業が市民の活力につながり、また住みよいまちにつながるためにも、今後の事業あるいは施策展開において、確実に効果の見える行政執行をなされることを強く望み、私の賛成討論とさせていただきます。終わります。

○塚本議長

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

15番 藤井昌之君。

○藤井議員 15番、藤井昌之でございます。

私は、平成26年度の一般会計に対して、反対討論を行います。

本年4月からの消費税引き上げに対し、原則受益者負担になるわけですが、平成26年度一般会計の委託や指定管理予算が増額になっている状況の中で、税の公平性が不透明である点。さらには昨年、放課後児童保育の委託先での不正事件が発覚し、現在NPO法人で調査をしています。難航しているのが事実でございます。

行政は公金を投入して委託している以上、指導・監督・チェックを行うのは当然の責務であります。さらに、委託契約書等に明記されていない繰越金等のあり方、本来行政は単年度会計で処理されるものであり、そういったところも改善されないまま予算を計上し、委託継続をされていることは市民感情からみても行政に対する道義的責任は免れないという判断から、反対するものでございます。

○塚本議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

6番 石飛慶久君。

○石飛議員 6番、石飛慶久でございます。

私は、議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」に対する賛成討論をいたします。

全国約1,750自治体のうち、少子高齢化など多くの課題を持ち、依存財源に耐える過疎の自治体は約3分の1あります。当市もそのうちの自治体であります。よって、本市における歳入においては、交付金、補助金、及び有利な起債による財源確保が必要です。

歳出においては、こんにちの行政サービスは時代の編成により、インフラ行政サービスから福祉サービスへと移行し、合併時の新市計画により協定もあり、長年の蓄積で多岐に及んでおり、歳出を標準財政規模まで一気に削減することは市民感情を考慮した場合、不可能であります。

行財政改革の一端である公共施設現状分析を十分に図り、市民への説明責任を果たした上、行政コストの削減を持続的に推進して徐々に経費節減、または受益者負担の原則により使用者への応分の負担を求め、公共料金の見直し、歳入の確保の持続的推進による滑らかな財政規模の縮小が望ましく、第2次行政改革を認めるものです。

国による社会保障と税の一体改革により消費税増額導入のため、本市における歳出においては、継続的な補助金、委託金において惰性で予算編成をしているとは言えず、消費税アップを見据えた積算でありましたが、消費税増額分が反映され、行政コストを高めたことは事実であります。

しかし、歳入においては、地方消費税の増額分、または社会保障の充実、臨時福祉給付金など本市の財政運営に寄与する部分もあります。

また、電子機器の更新時期を迎え、図書システムに国・県連携のクラウドの導入による行政コストの削減を図られたことは大いに評価できま

すし、市単独で業務を行える部分においては、両者を単なるブロードバンド事業者とはせず、F T T Hを所有する強みを生かし、産官学による保健医療の充実として新行政サービスを計画されています。

新規並びに重点事業として積極的に打って出ると言われた空き家対策事業においては、ユニバーサルデザインの導入、本市における雇用先の確保などの構築を同時に進行した、真に定住したいと思う地域づくりの計画の提示がやや不足ぎみのように思いましたが、本年度は合併10年目の総合計画の最終目標年次で、新たな総合計画との端境期であります。

本予算では、施政方針で市民生活、医療福祉、住民政策などの分野に新たな事業を示されましたが、その事業による目的地または次なる転換への羅針盤としての新たな総合の策定を早急に望むものであります。

単年度予算編成とはいえ、経年的に予算措置がされているかと問えば、実施計画の毎年のローリングを含め、予算編成基本方針に従い、前年度実績を踏襲し、粛々と編成に努められた結果と思います。

市長をはじめ市当局は、財源が細る難局の中、急激な市民サービスの低下を避けるために知恵を絞り、予算編成に熱意、努力されたと解し、当予算を賛成するものであります。以上、賛成討論を終わります。

○塚本議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。  
(討論なし)

○塚本議長 反対討論なしと認めます。  
次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
5番 前重昌敬君。

○前重議員 5番、前重昌敬でございます。

平成26年度施政方針、並びに議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」について、賛成の立場から討論いたします。

高田郡6町が合併し、安芸高田市が誕生して10周年を迎えました。昨年12月には、安芸高田市民憲章が発表され、安芸高田市民であることに誇りと責任を持ち、「人輝く・安芸高田」の実現を目指してこの憲章が定められました。

安芸高田市の貴重な資源や財産は、安芸高田市民全体のものであること、いわゆる「オール安芸高田」の精神で、夢と希望の持てる安心して安全に暮らせるまちづくりを目指してこられた結果と認識するところでございます。

特に、これまで新公共システム、お太助ワゴンの運行、光ネットワーク整備事業によるお太助フォン市内全域でのサービス開始、安芸高田市葬斎場あじさい聖苑の開始運営、向原生涯学習センターみらいの完成、小学校への学習補助員配置、子育て支援においてはファミリーサポート事業の拡充による24時間保育、中学校3年生までを対象とした乳幼児医療費の公費助成の実施、自助・共助・公助の理念の下での市民総ヘルパー構想に基づく生活介護サポーターの要請に加え、生活習慣病の重症化予防対策等の市民・医療機関・行政が一体となりかかわる健康倍增計画

の取り組み、多文化共生の推進、若者定住促進の一環でもある結婚サポート事業とあわせての子育て・婚活定住促進団地の分譲、そして再生可能エネルギーの導入促進においては、市内公共施設への屋根がしによる太陽光パネル設置の発電などの締結は着実な成果が出ているものと高く評価するところであります。

人口減少社会が進む中、少子超高齢化は避けて通れなく、そうした中での平成26年度一般会計予算におきましては、昨年度比4.5%減、金額にして9億3,900万円減の200億2,000万円となっており、主要事業56項目のうち新規事業16項目と、厳しい選択を通して市民の利便に資する事業を主体として予算措置を講じておられます。

特に、本市においては、本年平成26年度から、普通交付税の合併加算措置が段階的に減額され、今後の行政経営は年を追うごとに極めて厳しさを増すことは必至であります。

この厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な視点に立った、平成22年度から平成31年度までの財政運営方針、財政健全化計画は、第2次行政改革実施計画と整合性を図り、連携して取り組んでおられ、着実に推進されており、安芸高田市の将来を見据えた事業展開は、「選択と集中」を基本に市民のニーズに沿った、市民満足度を高める施策を行うための財政基盤を確保することを基本方針とした、平成26年度予算編成に努められたことと理解するところであります。

急速に進展する少子・超高齢化に伴う医療、福祉、介護にかかる費用の抑制を図るための市民総ヘルパー構想内の健康倍增計画の推進、国の補助事業や合併特例債を有利に組み合わせて若者定住促進の基盤、地域や企業の活性化など将来に展望ある安芸高田市を創出するための光ネットワーク、お太助フォンを活用しての健康管理事業等は早急かつ集中的に取り組まれ、市民への情報提供を十分に行い、理解いただくことを強く望むところであります。

また、東日本大震災による原発事故等によるエネルギー政策の見直しを踏まえ、豊かな自然環境を生かした再生可能エネルギー導入ビジョンの策定は将来確実な事業展開を望むものであります。

こんにちの社会経済情勢の中、消費税増税を控えた今回の予算は、市民の気持ちをしんしゃくされ、願いや思いがしっかりと盛り込まれた予算と評価するものであります。今後も市民目線に立った、地域格差のない、バランスのとれた施策の実行、選択と集中、持続可能な行政経営の確立が行われることを要望しまして、賛成の討論といたします。終わります。

○塚本議長 引き続き、賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○塚本議長 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第32号「平成26年度安芸高田市一般会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。この際、11時40分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時29分 休憩

午前11時40分 再開

~~~~~○~~~~~

○塚本議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
次に、議案第33号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第33号「平成26年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第34号「平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第34号「平成26年度安芸高田市後期高齢者医療特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第35号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第35号「平成26年度安芸高田市介護保険特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第36号「平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計予

算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号「平成26年度安芸高田市介護サービス特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号「平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号「平成26年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号「平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第38号「平成26年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号「平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第39号「平成26年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号「平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予



算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第40号「平成26年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号「平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第41号「平成26年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第42号「平成26年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号「平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」の件に対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号「平成26年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号「平成26年度安芸高田市水道事業会計予算」の件に

対する討論の発言を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第44号「平成26年度安芸高田市水道事業会計予算」の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第45号 安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

○塚本議長 日程第23、議案第45号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第45号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」についての提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議員立法による「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、昨年12月13日に公布・施行されました。

この法律には、消防団員の処遇改善について明記されており、関係する政令「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令」が改正されたことにより、当条例で定める退職報償金額を改めるものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

総務部長 沖野文雄君。

○沖野総務部長 要点の御説明をいたします。

提案理由のとおり、政令が改正され、退職報償金を一律5万円引き上げ、かつ最低支給額を20万円とする改正がなされました。これを受けて、本市の条例について同様の改正を別表において行うものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認め、これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第45号「安芸高田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第46号 安芸高田市総合計画策定条例

○塚本議長 日程第24、議案第46号「安芸高田市総合計画策定条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第46号「安芸高田市総合計画策定条例」の提案理由について御説明を申し上げます。

これまでは、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務づけられておりましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決をへるかどろかは市の独自の判断に委ねられることとなりました。

本市では、引き続き総合計画を策定することとし、基本構想について議会の議決をへることとするため、本条例を設置するものであります。よろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。

企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、要点の御説明をいたします。

地方自治法の改正に伴い、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定める義務づけは廃止されました。

しかし、総合計画は市の総合的かつ計画的な行政運営の指針を示すものであり、市民にまちづくりの長期的な展望を示し、魅力ある市の将来像を描くものであることから、法的な策定義務がなくなっても策定すべきであるという考えのもとに、本年度より総合計画の策定作業を開始しているところでございます。

また、市長の諮問機関である、安芸高田市総合計画審議会の答申を受

け策定する総合計画の基本的な部分である基本構想について、市民の代表である議会の皆様の承認をいただくことは、行政や一部の市民によってのみ策定されたものではなく、市全体の総意により策定されたものであることを裏づけるものと思います。

したがいまして、安芸高田市では基本構想について議会の議決をへることとしたく、本条例を設置しようとするものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第46号「安芸高田市総合計画策定条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第47号 工事請負契約の締結について【有線放送設備撤去工事】

○塚本議長 日程第25、議案第47号「工事請負契約の締結について【有線放送設備撤去工事】」の件を議題といたします。
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第47号「工事請負契約の締結について」の提案理由の御説明を申し上げます。
本案は、有線放送設備撤去工事を、株式会社中電工安芸高田営業所と3億4,884万円で請負契約を締結することについて、「安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。どうかよろしく御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長より要点の説明を求めます。
企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長 それでは、説明資料に基づき要点の説明をさせていただきます。

工事名は、有線放送設備撤去工事。工事場所は、安芸高田市吉田町、美土里町、高宮町、甲田町地域でございます。工期は、議会議決の日の翌日から平成27年1月30日までとするもので、契約の相手方は、株式会社 中電工 安芸高田営業所。契約金額は、3億4,884万円でございます。

工事の概要についてですが、広島北部農業協同組合が設置しました有線放送設備の撤去で、有線柱の総数1万460本のうち、地元テレビ共調共架柱及び地域の防犯灯など他事業利用柱3,102本は残し、7,358本の有線柱を撤去するものでございます。

内訳は、コンクリート柱20本、鋼管柱4,178本、木柱3,160本でございます。その他幹線ケーブル224キロメートル、分岐ケーブル311キロメートル、引き込み線276キロメートル、加入者（軒下設置の保安器）5,875件、交換局4局を撤去いたすものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長 以上をもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（質疑なし）

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。
お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

（異議なし）

○塚本議長 御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。
これより討論に入ります。討論はありますか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
これより、議議案第47号「工事請負契約の締結について【有線放送設備撤去工事】」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第48号 工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】

○塚本議長 日程第26、議案第48号「工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議案第48号「工事請負契約の変更について」の提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、平成25年、議案第61号により議決を得た「光ネットワーク整備工事」の請負契約を、工事内容の変更により、契約額を811万5,450円減額することについて、議会の議決を求めるものであります。よろしく

御審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

○塚本議長

これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長より要点の説明を求めます。  
企画振興部長 竹本峰昭君。

○竹本企画振興部長

それでは、説明資料に基づき要点の説明を申し上げます。  
光ネットワーク整備事業につきましては、平成25年4月から吉田町、八千代町、美土里町、高宮町地域の4町で一部供用を開始し、平成25年10月から甲田町、向原町地域を含め、全面供用をいたしております。この間、加入者見込み数の増により、光ネットワーク整備工事の契約金額の変更を2回行っております。

事業等の完了見込により、事業費の精算を行い、現在の契約金額38億3,972万8,200円から811万5,450円を減額し、38億3,161万2,750円に変更いたすものでございます。最終的に本工事の光ネットワークの接続件数は1万561件となりました。

主たる変更の概要でございますが、路線変更等により、線路設備延長設計82万1,855メートルを実績延長82万1,305メートルに変更し、550メートル減、金額で約100万円の減額をするものでございます。

2点目が集合住宅の工法変更によるもので、引き込み線工事について一部の集合住宅を敷地内に設置する光成端箱、カプラからの分岐方式からクロージャからのドロップケーブルによる個別引き込みに変更したことから、約700万円減額するものでございます。以上で要点の説明を終わります。

○塚本議長

以上をもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

○塚本議長

質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。  
お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。  
(異議なし)

○塚本議長

御異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありますか。  
(討論なし)

○塚本議長

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第48号「工事請負契約の変更について【光ネットワーク整備工事】」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○塚本議長

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 発議第2号 「手話言語法（仮称）」制定を求める意見書について

○塚本議長 日程第27、発議第2号「手話言語法（仮称）制定を求める意見書について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。
文教厚生常任委員長 児玉史則君。

○児玉文教厚生常任委員長 発議第2号「『手話言語法（仮称）』制定を求める意見書」についての提案理由を説明します。

本定例会会期中の文教厚生常任委員会における審査案件「『手話言語法』制定を求める意見書の提出を求める陳情書」について、3月3日に委員会を開催し慎重に審査した結果、委員全員が趣旨に賛同し、採択をいたしました。

陳情の趣旨は「手話を言語として普及し、研究することのできる環境整備のため、手話言語法制定を求める意見書を国に対し提出することを求める」ものです。よって、この陳情の趣旨を踏まえ、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べることなどのできる環境整備を目的とした「『手話言語法（仮称）』を制定することについて求める意見書」を政府関係機関に対し、本市議会として提出すべく発議するものであります。

何とぞ、議員の皆様のご理解をいただきますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○塚本議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○塚本議長 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（討論なし）

○塚本議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、発議第2号「『手話言語法（仮称）』制定を求める意見書について」の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○塚本議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 閉会中の継続調査の件について

○塚本議長 日程第28「閉会中の継続調査の件について」の件を議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、所管事務につき、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

本件については、これを承認することに御異議ありませんか。

（異議なし）

○塚本議長 異議なしと認めます。よって、本件については、これを承認することに決しました。

以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたし

ました。

これにて平成26年第1回安芸高田市議会定例会を閉会いたします。  
御苦労さまでした。



午後 0時14分 閉会



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員